**平成２７年（フ）第３２０６号**
大阪府八尾市太田新町３―175―１ダイヤ八尾212号室、住民票上の住所大阪府柏原市法善寺４丁目409番地の13
債務者　中西　雅之
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３２２９号**
大阪市鶴見区諸口５丁目浜10番２号
債務者　綾城　節子
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３０６号**
大阪府門真市大池町２―８　大池ハイツ204号、住民票上の住所大阪府門真市大池町22番19号　グリーンハイツ・泉105号
債務者　飯田　雄滋
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３３５５号**
大阪市東淀川区豊里１丁目９番１―504号
債務者　藤井優美子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３５７５号**
大阪府枚方市村野南町３番26―505号
債務者　東　　靖司
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６１９号**
大阪府枚方市田口１丁目30番７―12号
債務者　中越　文雄
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３６８２号**
大阪市鶴見区今津中１丁目４番25号ヘリテージ鶴見301
債務者　植田　　仁
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３７２４号**
大阪府高槻市八幡町７番28―303号
債務者　岡本美智枝
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１８７号**
千葉県成田市はなのき台２丁目13番地16
債務者　久保田由美
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１９１号**
千葉県八街市榎戸663番地87
債務者　宍倉　正人
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第１９３号**
千葉県成田市芝2037番地２
債務者　宮野　章一
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２７年（フ）第９１号**
岡山県倉敷市黒崎575番地１
債務者　行部　和人
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１５２号**
岡山県浅口市鴨方町小坂西1370番地
債務者　小野由喜子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１８３号**
岡山県倉敷市玉島陶4446番地２
債務者　逸見　美穂（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第１８４号**
岡山県都窪郡早島町前潟57番地１　グレースプラザ早島101
債務者　石川　　孝
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２７年（フ）第９０８号**
埼玉県北本市北本２丁目107番地
債務者　田中　　彰
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第９２４号**
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺959番地１　宗永寺豊春寮Ｂ119
債務者　高橋　廣明
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第９６０号**
埼玉県川口市並木１丁目14番13号　コーポいづみ203号
債務者　武嶋達之助
1　決定年月日時　平成27年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係